



2024年 6月 14日

各 位

会社名 カゴメ 株式会社
代表者名 代表取締役社長 山口 聡
コード番号 2811 東証プライム・名証プレミア
問合せ先 常務執行役員CFO 佐伯 健
TEL. 03 - 5623 - 8503

自己株式の処分及び株式の売出し並びに自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、2024年6月14日付の取締役会において、以下のとおり、自己株式の処分及び当社株式の売出し並びに会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社は、「感謝」「自然」「開かれた企業」を企業理念、ブランドステートメント「自然を、おいしく、楽しく。KAGOME」をお客様との約束とし、自然の恵みがもつ価値を活かした商品の開発と提供を通じて、人々の健康的な食生活の実現に貢献してまいりました。

また、2016年より、2025年のありたい姿を「食を通じて社会課題の解決に取り組み、持続的に成長できる強い企業になる」と定め、「トマトの会社から野菜の会社に」なることをビジョンとして掲げています。

第3次中期経営計画期間（2022年～2025年）では、2016年より掲げる2025年の目標達成に向けた総仕上げの4年間として、①「野菜摂取に対する行動変容の促進」、②「ファンベースマーケティングへの変革」、③「オーガニック・インオーガニック両面での成長追求」、④「グループ経営基盤の強化と挑戦する風土の醸成」の4つのアクションの有機的連携による持続的成長の実現に取り組んでいます。特に、第3次中期経営計画の後半となる2024年～2025年は、国際事業における成長加速、国内事業における収益力向上に重点的に取り組んでまいります。

このような状況下、2024年1月26日付プレスリリース「Ingomar Packing Company, LLCの持分追加取得（連結子会社化）等に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社は全額出資子会社KAGOME USA HOLDINGS INC.を通じて、当社の持分法適用関連会社である米国Ingomar Packing Company, LLC（以下「Ingomar社」という。）の持分50%を追加取得し、連結子会社化いたしました。また、Ingomar社の持分追加取得に係るブリッジローンの返済原資の一部に充当することを目的として、あわせて自己株式処分に係る発行登録（以下「本発行登録」という。）を行いました。

Ingomar社は1983年設立以降、約40年に渡り、世界最大の加工用トマト産地である米国カリフォルニア州において、トマトペースト・ダイストマト等（トマト一次加工品）を製造・販売しており、トマト一次加工生産能力は米国で第2位、世界全体においても第4位（注）の規模を誇っています。また、安定的かつ盤石な加工用トマトの調達基盤、産地の中に加工拠点があるという効率の良さ、グローバル市場におけるコスト競争力、そして当社が長い取引で確認してきた品質と供給の安

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

定性に強みを有しており、同社を連結子会社することで、米国事業の更なる成長、トマト加工事業のグローバルネットワークの拡充、持続可能なトマト加工事業の構築に寄与するものと判断いたしました。

今回の調達資金は、本発行登録のとおり、Ingomar社の持分追加取得に係るブリッジローンの返済原資の一部に充当する予定です。当社は、本資金調達を通じて財務基盤の安定化を図りつつ、成長戦略を加速することで、更なる企業価値向上を目指してまいります。なお、既存株主の利益を考慮し、自己株式の一部消却を実施いたします。

(注) 出典：Tomato News、2023年5月9日

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

I. 自己株式の処分及び株式売出し

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 6,521,800株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2024年6月25日（火）から2024年6月28日（金）までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、S M B C日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
募集株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 2024年7月1日（月）から2024年7月4日（木）までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日の4営業日後の日とする。
- (7) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日とする。
- (8) 申込証拠金 1株につき処分価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 払込金額、処分価格（募集価格）、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 山口 聡に一任する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 978,200株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 S M B C日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 山口 聡に一任する。

3. 第三者割当による自己株式の処分（本第三者割当による自己株式の処分）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 978,200株
- (2) 払込金額の決定方法 処分価格等決定日に決定する。ただし、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 割 当 先 及 び S M B C日興証券株式会社 978,200株
割 当 株 式 数
- (4) 申 込 期 日 2024年7月29日（月）
- (5) 払 込 期 日 2024年7月30日（火）
- (6) 申 込 株 数 単 位 100株
- (7) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 山口 聡に一任する。
- (8) 上記(4)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、処分を打ち切るものとする。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、978,200株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、2024年6月14日（金）付の取締役会において、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から2024年7月26日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）

（注）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する場合、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社は本第三者割当による自己株式の処分に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当による自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 処分価格等決定日が2024年6月25日（火）の場合、「2024年6月28日（金）から2024年7月26日（金）までの間」
- ② 処分価格等決定日が2024年6月26日（水）の場合、「2024年6月29日（土）から2024年7月26日（金）までの間」
- ③ 処分価格等決定日が2024年6月27日（木）の場合、「2024年7月2日（火）から2024年7

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧の上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

月26日（金）までの間」

- ④ 処分価格等決定日が2024年6月28日（金）の場合、「2024年7月3日（水）から2024年7月26日（金）までの間」となります。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	8,116,939株	(2024年5月31日現在)
一般募集による処分株式数	6,521,800株	
一般募集後の自己株式数	1,595,139株	
本第三者割当による処分株式数	978,200株	(注)
本第三者割当による処分後の自己株式数	616,939株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の割当株式数の全株式に対しS M B C日興証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の株式数です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当による自己株式の処分の手取概算額合計上限25,318,902,000円については、2025年1月までに全額を2024年1月26日に実施したIngomar社の持分追加取得に伴う資金調達により生じたブリッジローン（返済期限：2025年1月）の返済原資の一部に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

変更はありません。

(3) 業績に与える影響

今期の業績に与える影響はありません。なお、今回の調達資金を上記（1）「今回の調達資金の使途」に記載の使途に充当することにより、当社グループの企業価値の更なる向上につながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を、経営上の最重要課題の一つと認識しております。

当社の株主還元方針は、2022年から2025年の4ヵ年で進めている第3次中期経営計画期間中において「連結業績を基準に、総還元性向40%」を目指すこととし、合わせて「年間配当金額38円以上を安定的に現金配当する」としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「（1）利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

上記「（1）利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
基本的1株当たり当期利益	109.37円	105.11円	121.17円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	37.00円 (-)	38.00円 (-)	41.00円 (-)
実績連結配当性向	33.8%	36.2%	33.8%
親会社所有者帰属 持分当期利益率	8.5%	7.7%	8.3%
親会社所有者帰属持分 配当率	2.9%	2.8%	2.8%

- (注) 1. 数値は、国際会計基準（IFRS）により作成された連結財務諸表に基づいています。
 2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を基本的1株当たり当期利益で除した数値です。
 3. 親会社所有者帰属持分当期利益率は、親会社の所有者に帰属する当期利益を親会社の所有者に帰属する持分（期首と期末の平均）で除した数値です。
 4. 親会社所有者帰属持分配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり親会社所有者帰属持分（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行しており、その内容は以下のとおりであります。

なお、発行済株式総数94,366,944株に対する下記の交付株式残数合計の比率は0.11%となる見込みであります。

(注) 下記発行予定残数がすべて新株式で交付された場合の潜在株式の比率になります。

ストックオプションの付与状況（2024年5月31日現在）

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	権利行使期間
2014年5月21日	2,600株	1円	769円	2016年6月6日から 2031年6月5日まで
2016年2月24日	11,700株	1円	920円	2018年3月11日から 2033年3月10日まで
2017年2月22日	19,000株	1円	1,352円	2019年3月10日から 2034年3月9日まで
2018年2月23日	22,800株	1円	1,663円	2020年3月13日から 2035年3月12日まで

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2019年2月15日	23,900株	1円	1,384円	2021年3月13日から 2036年3月12日まで
2020年2月14日	27,800株	1円	936円	2022年3月13日から 2037年3月12日まで

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
始 値	3,625円	3,010円	3,040円	3,136円
高 値	3,670円	3,445円	3,585円	4,297円
安 値	2,745円	2,840円	2,904円	3,105円
終 値	2,992円	3,055円	3,139円	3,586円
株価収益率	27.36倍	29.06倍	25.91倍	- 倍

- (注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場におけるものであります。
2. 2024年12月期の株価等については、2024年6月13日（木）現在で記載しております。
3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の基本的1株当たり当期利益で除した数値です。
また、2024年12月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

当社はS M B C日興証券株式会社に対して、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当による自己株式の処分並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、S M B C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

II. 株式の消却

1. 自己株式の消却

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式の総数 480,000株（発行済株式総数の0.51%）
- (3) 消却予定日 2024年7月31日（水）

【ご参考】消却による当社株式の状況

	自己株式数	発行済株式総数	発行済株式総数 に占める割合
消却前 (2024年5月31日現在)	8,116,939株	94,366,944株	8.6%
消却株式数	480,000株	(▲480,000株)	0.5%
消却後 (2024年7月31日予定)	136,939株 (注) 1.	93,886,944株	0.1% (注) 1.

- (注) 1. 2024年6月14日付の取締役会において、自己株式の消却とは別に、公募による自己株式の処分6,521,800株及び第三者割当による自己株式の処分978,200株を決議しております。消却後の自己株式数及び発行済株式総数に占める割合は、「I. 自己株式の処分及び株式売出し 3. 第三者割当による自己株式の処分」の割当株式数の全株式に対しS M B C日興証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の株式数です。
2. 自己株式の処分につきましては、「I. 自己株式の処分及び株式売出し」をご参照ください。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分及び株式の売出し並びに自己株式の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。